

## 三重産業保健総合支援センターからのご案内

### 平成 29 年度 産業保健関係助成金について

#### (1) ストレスチェック助成金（労働者数 50 人未満の事業場が対象です）

労働者 50 人未満の事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェックを実施した場合には次の費用が助成されます。

- ① ストレスチェックの実施に対する助成金として、従業員 1 人につき 500 円を上限に、ストレスチェックを実施した人数分の実費額が支給されます。
- ② ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成金として、医師による活動 1 回につき 21,500 円を上限に、その実費額が支給されます（一事業所につき年 3 回が限度）。

※「ストレスチェック助成金」が受けやすくなりました。

- ・ 事前登録の要件がなくなりました。
- ・ 年度中に実施した分が翌年度 6 月 30 日まで申請が可能となりました。
- ・ ストレスチェック助成金の対象が「ストレスチェック実施後の医師による面接指導」と「面接指導の結果についての事業主への意見陳述」の 2 点のみとなりました。

#### (2) 小規模事業場産業医活動助成金（労働者数 50 人未満の事業場が対象です）

小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費が支給されます（6 か月あたり 10 万円を上限に 2 回限り）。

※ 一事業場につき将来にわたって 2 回の支給に限りです。

#### (3) 職場環境改善計画助成金（労働者数の制限なし）

- ① **【A コース】** ストレスチェックの実施後の集団分析を踏まえ、専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給（10 万円を上限、うち機器・設備購入費は 5 万円を上限かつ単価 5 万円以内のもので将来にわたり 1 回限り）。

※ 専門家：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業保健カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

- ② **【B コース】** ストレスチェックの実施後の集団分析を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問 3 回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入の実費を支給（5 万円を上限かつ 5 万円以内のもので将来にわたり 1 回限り）。

#### (4) 心の健康づくり計画助成金（労働者数の制限なし）

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問 3 回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給（一律 10 万円）。

※ 一企業につき将来にわたって 1 回の支給に限りです。

産業保健関係助成金に関するお問い合わせ・申請先

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課  
ナビダイヤル 0570-783046

助成金の各種様式は、こちらからダウンロードしてください。

<https://www.johas.go.jp/>